

食品に関するリスクコミュニケーション  
食品中の放射性物質に対する取組について

議事録

平成26年12月17日（水）

岩手会場（マリオス 187会議室）

主催

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

農林水産省

協力

岩手県

○司会（消費者庁・山中）皆様こんにちは。ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について」を開催いたします。

私は、本日司会を務めます消費者庁の山中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日のリスクコミュニケーションは、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省主催、そして岩手県の協力を得て開催をしているものです。

平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、関係省庁が連携をして、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに取り組んでまいりました。今年度も全国で6回の開催を予定しておりますけれども、今回は岩手での開催となっております。

2時間という短い時間ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず本日の議事次第、資料1といたしまして「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料2といたしまして「食品中の放射性物質の対策と現状について」、資料3といたしまして「農林水産現場における対応について」、資料4といたしまして「岩手県における食品中の放射性物質検査の取組」、参考資料といたしまして、食品安全委員会ホームページのご案内、「食品の安全を守るしくみ」という1枚紙、それとアンケートがございます。

また、「食品と放射能Q&A」という緑色の冊子、その他リーフレットが2枚ございます。「食べものと放射性物質のはなし」、「食品と放射能Q&A」というリーフレットです。

そのほか、岩手県からのご紹介資料といたしまして、「放射線と健康影響を考えるフォーラム」、「放射能・放射線について理解を深めましょう」、以上となります。足りない資料はございますでしょうか。足りない資料がありましたら、手を挙げて、お近くの係の者にお申し

出ください。

続きまして、本日のプログラムについて、議事次第をご覧ください。

まず、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官・野口武人から、「食品中の放射性物質による健康影響について」、約20分ご説明をいたします。次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官・塩川智規から「食品中の放射性物質の対策と現状について」、約25分ご説明いたします。続いて農林水産省消費・安全局消費者情報官・道野英司から、「農林水産現場における対応について」、約30分ご説明いたします。最後に、岩手県環境生活部県民くらしの安全課・松舘宏樹主査から「岩手県における食品中の放射性物質検査の取組」について、約15分ご紹介いただきます。

10分の休憩を挟みまして、会場の皆様と意見交換・質疑応答を行いたいと思います。本日は比較的少人数ですので、皆様からのいろいろなご意見をいただけたらと思っております。

閉会は16時を予定しておりますので、円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事前に皆様からいただきましたご質問につきましては、できる限り説明の中で触れるように参考とさせていただいておりますけれども、時間の関係上、全てのご質問に触れることができないこともございます。その場合は、最後に質疑応答・意見交換の時間を設けておりますので、その中でご質問をいただければと思います。

それでは、説明に先立ちまして、本日登壇する関係省庁の役割について、司会者から簡単にご紹介いたしますので、お手元の「食品の安全を守るしくみ」という1枚紙をご覧ください。

平成15年に食品安全基本法という法律が成立いたしまして、そのときに、日本の食品の安全を守る仕組みにリスク分析という手法が取り入れられました。リスク分析は、リスク評価とリスク管理、そしてリスクコミュニケーションの3本の柱で成り立っています。

まず、リスク評価は、その食品が食べて安全かどうか、食べて安全

な量がどのくらいかということについて、科学的知見に基づいて評価を行います。これは、その他の行政機関から独立をしております食品安全委員会が行っています。

リスク管理は、この食品安全委員会が行ったリスク評価に基づいて、実際の守るべきルールや基準、具体的な検査や監視などを行っています。これは厚生労働省や農林水産省などが担っています。

では、リスクコミュニケーションは何かと申しますと、リスク評価やリスク管理を行う行政機関だけではなく、事業者や消費者、専門家などが集まって相互に意見交換や情報交換をする場として位置づけられています。食品中の放射性物質についても、同様の仕組みがとられています。

まず、放射線による健康影響について、食品安全委員会がリスク評価を行いました。そのリスク評価を受けて、厚生労働省が食品中の放射性物質に関する基準値を設定して、そして検査のルールを整備しました。検査によって基準値を超えてしまった場合には、なぜ超えてしまったのかという分析を行って、超えないような低減対策を指導するということを農林水産省が行っています。

そして、本日皆様お集まりのこの会もリスクコミュニケーションですけれども、食品中の放射性物質について意見交換を行うということ、事故以降行ってまいりました。

このように食品の安全を守る仕組みが取り組まれておりますけれども、本日まで説明をする関係省庁の役割を大卒ご理解いただけたところで、最初の講演に移りたいと思います。

まず初めに、「食品中の放射性物質による健康影響について」、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官・野口武人からご説明いたします。

よろしく申し上げます。

○野口（内閣府食品安全委員会事務局）皆さん、こんにちは。食品安全委員会リスクコミュニケーション官の野口でございます。

今日は、私、冒頭に、20分ぐらいということで、食品安全委員会が行いました健康影響評価の話をしていただきたいと思いますと思っております。

〔スライド2〕

早速入らせていただきますけれども、この図は、先ほど司会のほうからも話がありましたけれども、私たち食品安全委員会は、リスク評価というものをやっております。放射性物質だけに限らず、食品中いろいろな物質が、例えば化学物質もありますでしょうし、食中毒の原因になるような細菌とかウイルスとか、いろいろ食品中に健康に影響を及ぼすようなものが含まれておりますけれども、それが、では、どういう影響を及ぼすのかというようなことを評価するのが私たち食品安全委員会でございます。

農林水産省とか厚生労働省というと、多分皆さんご存じだと思うのですがけれども、私たち食品安全委員会はまだできて10年ちょっとの組織でございます。内閣府というところに設置されているのですがけれども、いかんせん、まだ知名度が低いというんでしょうか、食品安全委員会というのは聞いたことないねというような組織であるんですけども、そういう役割を担っているということで、まずはちょっとPRさせていただきたいと思います。

〔スライド3〕

そして、いよいよ放射線の話に入っていきますけれども、私が今日の説明会のトップバッターということで、簡単に、放射線ですとか放射能、放射性物質って何なのかというようなことをちょっと説明させていただきますと思っています。

〔スライド4〕

まず、放射線とはということでございますが、簡単に言いますと、物質を通過する高速の粒子、高いエネルギーの電磁波を持っております。一口に放射線と言ってもいろいろ種類がございますが、皆さん、耳にしたことがあるかと思いますが、アルファ線ですとかベータ線ですとかガンマ線、エックス線、こういういろいろな種類の放射線があ

ります。

[スライド5]

では、放射線、放射能、放射性物質、いろいろ似たような言葉が並びますけれども、ここら辺もかなり耳にしたことがある方いらっしゃると思うので、そういう方は、ああ、そうだったねという振り返りのつもりで聞いていただければと思います。

よく光に例えて説明しているのですけれども、光を出す物質、ありますね。ランタン、ランタンって、ちょっと古めかしいですけれども、ランタンがあります。そうすると、これは当然光を出す能力を持っていますね。そこから光が出てきます。そして我々はそれを、ああ、明るいねと感じるわけですが、その明るいねと感じる単位が明るさ、ルクスという単位があります。カンデラとルクスと2つ単位があるわけですが、放射性物質、放射線についても同じようなことが言えます、放射線は、先ほど言いましたアルファ線、ベータ線、ガンマ線とかありますけれども、そういった放射線を出す物質のことを放射性物質と言っております。放射性物質というのはイコール言いかえますと放射線を出す能力、つまりこれが放射能ですが、放射能を持つ物質のことを放射性物質と呼んでおります。そこから出されるのが放射線でございます。

では、この物質がどれぐらい力があるのか、どれぐらいいっぱい放射性物質を出すのかという能力のことをベクレル (Bq) という単位で呼んでおります。光と同じですね。光を出す強さ、この光源は強いねと言ったときに、いっぱい光出すねと言ったときと同じような感じで、放射能の強さの単位ということでベクレルであらわしています。そして放射線が私たちの体に届いてどういう影響を及ぼすのかというのを考えたときには、シーベルト (Sv) という単位が出てきます。今日は説明の中でベクレルという単位とシーベルトという単位と2つ出てきます。ベクレルは、放射性物質がどれぐらいの強さで放射線を出すのかという単位です。そしてシーベルトというのは、我々がどれだけ影響を受けるのかといったことを考えるときの単位でございます。

この間には、当然単位が違いますので、換算係数というものを間に介して、こちらの2つの関係が成り立っております。

〔スライド6〕

その換算係数というのはどういうものかということでございますが、先ほど言いましたベクレルとシーベルトの間には係数、これを実効線量係数と呼んでおります。ベクレル、これは内部被ばくが当然ありますね、ベクレルとシーベルトの間には、実効線量係数というものを掛けて計算しているということです。

〔スライド7〕

実際どういう計算をしているかということですが、これはちょっと細かいことなので、ああ、こういう計算をしているのねというのだけわかっていただければと思って、概略だけご説明しますが、例えば1kg当たり100ベクレルを出す食品、これを500g、0.5kg食べたときには、どのぐらい体に影響するのかというのを考えるときには、100ベクレル掛ける0.5kg掛ける、ここに実効線量係数というのが出てきました。この実効線量係数というのは、主な放射性物質、ここに挙げましたけれども、物質ごとに違います。なおかつ年齢ごとにも体に与える影響が違いますので、年齢ごとにも違ってきます。そして、ここにありますけれども、経路、例えばそれを食べて影響するのか、それとも鼻や口から吸って影響するのかとか、そういったことによってこの係数も違ってきます。

ですので、成人の方が食べた場合ということで、セシウム137を18歳以上の方が食べた場合、これは全部食べた場合の係数でございますが、ここにあります0.000013という係数を掛けて0.00065ミリシーベルトというぐらい影響がある。シーベルトに直すと、これぐらいの影響があるのだねというふうに計算いたします。これは事例です。

〔スライド8〕

そして、放射性物質が減る仕組みということでございますが、食べて体の中に放射性物質が入ると、ずっと一生影響し続けるのじゃない

かのご心配になる向きもありますけれども、放射性物質は2つの形で減っていきます。物理学的半減期ということで、放射性物質の能力は、放射線をどんどん出せば出すほど、どんどん力が弱まっていきます。そういう物理学的半減期というものと、食べたら当然排せつします。そういった体の代謝機能の一環で出ていくこともあります。それは年齢とともに生物学的半減期というのは変わってきますけれども、こういった2つの仕組みで、体の中に取り入れられた放射性物質というのは減っていくということでございます。

〔スライド9〕

そして内部被ばくと外部被ばくでございますけれども、食べるとか、鼻から口から吸うといった内部被ばくと、直接浴びる外部被ばくと、2つ被ばくの形態はありますけれども、同じシーベルト単位で被ばくを計算しますので、これは合算して同じレベルで考えられます。

〔スライド10〕

そして、もともと自然界にもいろいろ放射線があります。その放射線をどの程度とっているかということでございますが、世界的に見ると、大体年間2.4ミリシーベルトとっている。そして日本は、ではどうなのかといいますと、世界に比べると、食品からとっている影響が大きいので、自然放射線というのは2.1ミリシーベルトぐらい年間とっている、平均でこれぐらいとっている。地域によって当然差がございます。自然界からも放射線はとっている。

〔スライド11〕

そして、いよいよ放射線による健康影響ということでございますが、確定的影響と確率的影響と2つありますけれども、1つは、一度に高い放射線を浴びたときに出る影響ということで、ある一定以上の放射線を浴びると、こういう影響が確実に出てきますよというのがございます。これが例えば脱毛ですとか不妊ですとか、そういったものでございます。じゃ、どれぐらいの放射線を浴びたら出るのかということでございますが、男性ですと3500ミリシーベルト、女性ですと2500ミリシーベルト、これぐらい浴びると、こういう影響が確実に



出てくると言われております。

そしてもう1つ、そんなに高い線量を浴びていないのですけれども、では、そういうのは全く影響が出ないのかといいますと、そうではなく、確率的影響というのもございます。これは、発症の確率が線量とともに増えるとされる影響でございまして、白血病を含むがんとかが影響としてあらわれてきます。

ただ、がんがあらわれる仕組みというのは、DNAが損傷されたらすぐがんになるのかといいますと、そうではなく、損傷されますと、それが修復されます。自然に修復される機能が人間の体の中には備わっています。ですが、その機能で修復されなかったものが出てきます。そうすると、その細胞はどうなるのかといいますと、大方は消失していきます。体の中で分解されるのですね。ですけれども、それでもまれに消滅しないものがありますと、それががんの芽になってくるといいうことで、がんが発症するという仕組みになっています。DNAが損傷されたらすぐがんになるのかというのと、そういうわけではなく、その間にはいろいろなプロセスがあって、もろもろの防御プロセスというのでしょうか、そういうものを免れたものがごくまれにがんになる、そういう仕組みであるのですが、そういうのがたまに出るということを確認的影響と呼んでおります。

〔スライド12〕

そして、ここからが、実際に今回のケースをどうやって我々は評価したのかということになります。

〔スライド13〕

先ほど言いましたリスク管理機関とリスク評価機関と役割分担しておりますので、まずリスク管理機関のほうから、事故直後は緊急を要するため暫定規制値を設定した、これについてどうだろうかというような諮問がございました。それに対して我々は、年間5ミリシーベルトと言っていた暫定基準値、これはかなり安全側に立ったものと、こういうふうに考えられるということで結果を返しております。

そしてそれを踏まえて暫定基準値をつくったわけですから、そ

れ以降、並行して食品安全委員会で継続してリスク評価を実施して  
きました。そしてその結果、23年の10月27日に評価結果を取りま  
とめて、厚生労働省のほうに結果を通知しております。それを踏まえ  
て、今の新たな基準値がつけられたということでございます。

〔スライド14〕

では、どういう手順というのですか、どういうふうに健康影響評価  
を行ったのかということでございますけれども、その当時入手可能な  
国内外の放射線の健康影響に関する文献、約3300ほどございまし  
たけれども、この文献全て当たってみました。そして、いろいろな国  
際機関の公表資料とか報告書ですとか、その引用文献、いろいろなも  
のを当たってみました。そして、この2つの観点から文献を精査しま  
した。3300ありましたけれども、それらの文献、被ばく線量の推  
定が信頼に足るかということですので、我々は、どれぐらい被ばくし  
たらどういう影響が出るのかという、量との因果関係を評価しなけれ  
ばなりませんので、その量が信頼に足りるものだったのだろうか  
かという話、そして調査研究手法が適切か、例えばサンプルのとり方  
ですね、極端なサンプルをとっていないかとか、ちゃんと比較対照群  
があるかとか、そういったことを念頭に文献を精査してきました。

そして当然、我々食品の分野でございますので、内部被ばくに関す  
る文献があれば一番よかったですけれども、いかんせん、今、手  
に入る文献というのは外部被ばくを含む疫学データしかございませ  
んので、外部被ばくを含んだ疫学データも用いて検討というような  
ことを行いました。

〔スライド15〕

そして、もう1点、どういった考え方をしたのかということですが  
けれども、国際機関においては、リスク管理のために、ここに書いてあ  
る、低線量域に当てはめた幾つかのモデルが示されている。要は、今  
回みたいに食品中の微量の放射線をとっていったときにどう健康に影  
響を与えるのかといった、いわゆる低線量被ばくの問題については、  
国際的にもいろいろな議論がされております。参考としてここにあり

ますけれども、「国際機関におけるモデルの例」ということで、高い線量を浴びたら、当然、直線関係で、浴びれば浴びるほど健康の影響は出てくるというのが国際的定説でございます。

ただ、いわゆる100ミリシーベルトを境に、それから下の線量については、影響がこのように直線関係で出るという学説を唱えている国もあります、国際機関もあります。一方で、いや、それは過剰に見込み過ぎているという学説を支持している国もあります。一方では、例えば、日本でもありますね、ラドン温泉とか、わざわざ放射性物質が入っている温泉に入りますね。そういったように、極めて低線量であれば健康にいいのだというような学説を唱える人もいらっしゃいます。

正直ここはわかりません。今、国際機関の国際的な舞台でも議論がずっとされていて、決着がついておりませんので、我々としては、これについて、では、どちらの学説が正しいのかというような判断はできませんでした。ですので、モデルの検証は困難ということで、ここに書いてあるように、被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて判断しようというようなことを行いました。

[スライド16]

そして、その実際の疫学データでございますが、3つの点に着目しております。1つは、インドのケララ州というところですが、こちらはもともと非常に高い自然放射線からの影響を受けております。累積線量で500ミリシーベルト、こういう地域においても、発がんリスクの増加は見られない、そういう研究報告がございました。

一方、日本の広島・長崎の原爆の実態でございますけれども、こちらの研究では、白血病による死亡リスクが、被ばくした集団と被ばくしていない集団を統計学的に比較すると、200ミリシーベルトではがんリスクが上昇した、200ミリ未満では差はなかったという研究もあります。

その一方で、がんによる死亡リスクはどうだったのかといいますと、125ミリシーベルトまでの集団と100ミリシーベルトの集団を比

較しますと、125のこちらの集団では、統計学的に被ばく線量が増えるとリスクが高くなることが確かめられました。一方、こちらの100ミリシーベルトまでの集団では、そういうことは確かめられませんでした。

[スライド17]

こういったことを踏まえまして、こういう結論を出しました。放射線による影響が見出されているのは、おおよそ100ミリシーベルト以上で何らかの影響が出るのではないかと。そしてそのうち子どもについては、感受性が大人よりも高い可能性があります。これはいろいろな、チェルノブイリの事故とかそういった研究がされております。その中から、はっきりと被ばく線量と健康の影響、被ばく線量が明確にわかるものがほとんどなかったのですけれども、その中でも、子どもについては感受性が高いのではないかとということが示唆される文献が多数ありましたので、その点については、子どもは大人よりも感受性が高いのではないかと。そして結論的に言いますと、100ミリシーベルト未満の健康影響について言及は難しいというところが結論でございました。

これは、曝露量の推定の不正確さとか、放射線以外のさまざまな影響による、つまり、我々日常生活を送っていると、いろいろな化学物質から曝露を受けています。また、たばこかストレスとか、いろいろな発がん要因がございます。そういう発がん要因がある中で、これは放射線の影響だというふうに明確に見きわめられる部分はなかった、100ミリシーベルト未満では、明確には見きわめられなかったということでございます。

[スライド18]

おおよそ100ミリシーベルトというのは、これは正直、安全と危険の境界線ではございません。100ミリシーベルト以下なら絶対安全だということでもございません。100ミリシーベルトを超えると、健康との因果関係があるのではなかろうかということと言えましたが、100ミリシーベルトは、先ほど言いましたけれども、そのほかのい

ろいろな要因の中に埋もれてしまっていて、明確にはわからなかったというところが結論でございますので、リスク管理機関が考慮すべき値で、おおよそ100ミリシーベルトということを経験機関にお返ししたところでございます。

以上が、すごい駆け足になってしまいましたけれども、我々が行った健康影響評価の概要でございました。

〔スライド19〕

最後、こちら、スライドの一番後ろにも載っておりますけれども、1枚紙でつけてありますけれども、食品安全委員会はいろいろな健康の影響評価を行っております。化学物質とかそういったもので、これって健康にどう影響があるのだろうかちょっと思ったら、ホームページとか見ていただけたらなと思っております。

以上、ご清聴どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省よりご報告いたします。「食品中の放射性物質の対策と現状について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官・塩川智規からご説明いたします。

よろしく願いいたします。

○塩川（厚生労働省）厚生労働省の塩川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどもご紹介がありましたとおり、私からは、「食品中の放射性物質の対策と現状について」ということでご説明申し上げます。

〔スライド2〕

本日の話の流れですが、このスライドに書いてありますように、まず前半においては、食品中の放射性物質を管理する仕組みということで、どうやってその安全を確保しているのかという仕組みについてご紹介をさせていただきます。また後半においては、食品中の放射性物質の検出状況ということで、実際食品中にどれくらい放射性物質が含

まれているのかといった検査の結果等をご紹介させていただきたいと考えております。

〔スライド3〕

まず、管理する仕組みということですが、こちらに対応の流れを示しております。

まず最初に、基準値を設定しております。事故当初は暫定規制値という形で、暫定的な値を示しておりました。万が一事故が起きた場合にはどのように対応すべきかということで、原子力安全委員会において事前に指標をつくっておきまして、まずはこれを使用したということです。

その後、今回の原発事故の状況、例えば放出された核種ですとか量ですとか汚染の状況、こういったものを勘案しながら、新たな基準値を設定しております。これが施行されたのが平成24年4月1日のことですので、事故から約1年後のこととなります。

続きまして、この基準値に基づいて検査を行っております。17都県、北は青森から西は静岡、長野、新潟までになりますが、東日本を中心に、自治体において検査を行っていただいております。

この検査の結果、万が一基準値を超過するようなものが見つかった場合には、回収、廃棄を行ない、流通しないような措置を行っております。

〔スライド4〕

続きまして、基準値の設定についてご紹介させていただきます。

基準値の設定につきましては、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会のガイドラインにおいて示されている年間線量1ミリシーベルトというものを指標にしておりまして、国際的な考え方に沿ったものになっております。シーベルトというのは、体への影響の単位ですので、それをもとに、食品1kg当たりの放射性物質の量に換算して、ここの表に書いてありますような基準値をつくっております。具体的には、放射性セシウムという放射性物質の一種につきまして、飲料水については1kg当たり10ベクレル、一般食品については、同

様に100ベクレル、また、牛乳・乳児用食品については、先ほどの食品安全委員会からの紹介にもありましたけれども、小児の期間においては感受性が高い可能性があるといったことを勘案し、独立した区分を設け、1kg当たり50ベクレルという基準値を設定しております。

〔スライド5〕

なぜ基準値の根拠は年間1ミリシーベルトなのか、という点について説明します。

先ほど少し紹介しましたが、コーデックス委員会という食品の国際規格をつくっている機関において、年間1ミリシーベルトとしておりますので、それと整合させたものです。食品安全委員会の評価においては、生涯で100ミリシーベルトとされておりますので、年間1ミリシーベルトというのは、これとも整合していることになります。

また、合理的に達成可能な限り低く抑えるため、という意味もあります。事故当初は、例えばハウレンソウなど一部の野菜から高い濃度が検出されたということで騒ぎになりましたけれども、新たな基準値を施行したのが約1年後からですので、その間の検査結果を見ていくと、濃度は下がってきておりまして、より厳しい値を設定しても合理的に達成可能であろうと判断しております。

〔スライド6〕

先ほど、基準値は放射性セシウムについて設定したと申し上げましたが、他にも色々な放射性核種があるのに、なぜセシウムのみ基準値なのか、ということについて説明します。これは、今回の原発事故によって放出された核種を考慮したものです。例えば、事故当初には放射性ヨウ素が懸念されていたのをご記憶の方もいらっしゃるかと思います。しかし、これは半減期が短く、約8日間で半分になります。16日間たてば4分の1、24日間たてば8分の1になるということで、1年もたてばほとんど検出されなくなるものです。そういったことも勘案して、半減期が1年以上の核種について考慮することとしております。実際に原発から放出された中では、セシウム134と137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106がありま

す。

しかしながら、放射性セシウム以外の核種というのは測定に非常に時間がかかるという難しさがあります。セシウムであれば比較的簡単に測定ができるのですが、ストロンチウムといった核種になりますと、測定にそれこそ数週間とか1カ月以上とか、かなり時間がかかってしまい、検査が非常に難しい現状がございます。そういったことも考えまして、セシウムを取り上げております。そのために、セシウムとそれ以外の核種の比率を計算しまして、セシウムについての基準値が守られていれば、ほかの核種を含めても年間1ミリシーベルトにおさまるという形で、セシウムのみについて基準値を設定しております。

〔スライド7〕

続きまして、1ミリシーベルトをどうやってベクレルという単位に変換したのかということについて説明します。

まず最初に水について計算をしております。飲料水については、WHO（世界保健機関）のガイドラインがあり、1kg当たり10ベクレルというものがございました。それを勘案して、水は1kg当たり10ベクレルと設定しております。そして、仮に基準値のものを1年間飲み続けた場合にどれくらい影響があるのかというのを計算すると、約0.1ミリシーベルトになります。そこで、その他の食品には、残る0.9ミリシーベルトを割り振って計算をしております。その中には、先ほども紹介したように、セシウム以外の核種も考慮した上で計算をしております。

〔スライド8〕

シーベルトからベクレルという単位に変換する際には、年齢、性別などの区分ごとに分けて計算を行っております。なぜこのようなことをしたかといいますと、まず1つには、年齢等によって食品を食べる量が異なってくるということがあります。結局、食品をたくさん食べれば食べるだけ多くの放射性物質をとってしまうことになりますので、食品の摂取量も考える必要があるということです。またもう1つには、実効線量係数、つまり、同じ量の放射性物質をとったとしても、年齢



や性別などによって影響が異なってくるということがあります。そこで、年齢区分別に計算をしております。

その結果、一番厳しい基準値を設定する必要があったのが13歳から18歳までの男性、要するに食べ盛りの男の子です。この120をもとに、さらにマージンを見込んで1kg当たり100ベクレルという基準値を設定しております。

〔スライド9〕

ここからは、検査について紹介をさせていただきたいと思います。

検査につきましては、先ほども少し紹介をさせていただきましたとおり、地方自治体をお願いをしております。しかしながら、国においてもガイドラインという形で考え方を示しております。そこでは、対象品目ですとか検査頻度といったものを示して、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目、例えばこれまでの検査結果から基準値を超えてしまったもの、あるいは高い濃度が出たもの、こういったものを重点的にはかることによって、効果的・効率的に検査をしましょうという考え方を示しています。

各都道府県においては、このガイドラインに基づいて検査計画を策定して、計画的に検査を行っております。

また、この検査結果については、厚生労働省において取りまとめて公表を行っております。

〔スライド10〕

続きまして、検査計画における対象自治体や品目ですが、ここに書いておりますのが、先ほども紹介した17都県ということになります。実際にその地域における検査結果を踏まえて、赤の二重丸は基準値の超過があったもの、水産物に関しては基準値の2分の1、1kg当たり50ベクレルを超えたものがあったもの、紺の丸は基準値の2分の1を超過したもの、緑の四角は飼養管理の重要性や移動性または管理の困難性等を考慮し検査が必要なもの、というように分類をし、その地域の状況に応じて検査をお願いしております。

なお、これらの17都県以外においても、可能な限り検査を行って

いただくようお願いをしております。

〔スライド11〕

続きまして、こちらの表では、検体数と検査の頻度についてお示しをしておりますが、この表でご理解いただきたいのは、めり張りをつけてやっているということです。この赤の二重丸の自治体というのは、先ほどご紹介をした基準値の超過があった都道府県等になりますが、その都道府県の中でも、市町村によってめり張りをつけておりまして、基準値の半分、50ベクレル/kgを超えた市町村や、主要産地である市町村においては多目に、いずれでもないところでは少な目にということで、めり張りをつけております。

〔スライド12〕

続いて、検査の方法について説明します。検査につきましては、精密な検査と効率的なスクリーニング検査というものを組み合わせて検査を行っております。精密な検査というのは、ゲルマニウム半導体検出器という機械を使った分析法です。もう1つのスクリーニング検査というのは、NaIシンチレーションスペクトロメータといった機械を使ったもので、短時間で多数の検査を実施するために導入した方法です。原発事故が起きる前には、放射性物質に関してこれほど多くの検査をしなくてはならないということはありませんでしたので、検査機器の数も限られておりました。しかしながら、事故が起きて突如多くの検査をしなくてはならなくなりました。ところが、ゲルマニウム半導体検出器というのは非常に重くて、かつ高額です。周りの放射線の影響を遮るために鉛という重い金属が使われておりますので、トン単位の重さがあって、設置するにもしっかり床を補強しなくてはいけないというような欠点もあります。それに比べると、スクリーニング法に用いる機器というのは比較的導入がしやすいもので、こういった機器も使える方法としてスクリーニング法が重要と考えたものです。

このスクリーニング法というのは、精密な検査ではありませんので、精密な数値を得ることはできません。では、何ができるかということ、基準値に適合する可能性があるかないかということは確実に判断でき

る方法になっております。一般食品について1 kg当たり100ベクレルという基準値がありますが、検査した結果、値が低ければ、基準値を超えていないと判断できますし、高かった場合には、基準値を超えているかもしれないということで、ゲルマニウム半導体検出器を使って精密にはかり直してみる、という使い方をする検査法です。

〔スライド13〕

こちらのスライドは、検査の信頼性確保について、参考としてお示しをしているものです。当たり前ではあるのですが、正確な測定をするためには、測定機器や試料の正しい取扱いが必要になりますので、このような考え方を示しているところです。

〔スライド14〕

続きまして、基準値が上回ったときの対応について説明します。

モニタリング検査を行った結果、基準値を超過した場合には、その付近でも超過する可能性がありますので、まずは、その付近での検査を強化していただくことにしております。検査した結果、また基準値の超過が見つかり、地域的な広がりの確認された場合には、国で、原子力災害対策本部長（総理大臣）の名前で出荷制限という指示を行います。これはその名のとおり、出荷を差し控えてくださいという制限であり、対象となる地域の対象となる品目については、検査の結果にかかわらず出荷をしないでくださいという、対応を行っております。

また、著しい高濃度が確認された場合には、出荷制限に加えて、摂取制限を行っております。これは、食べることも控えてくださいということになりますので、例えば自家栽培したものですとか、あるいは自分で山からとってきた山菜とか、そういったものも含めて、食べないでくださいというお願いをしております。

こういった方法によって、基準値を超過するものが流通しないように厳しい管理をしております。

〔スライド16〕

ここからは後半に入りまして、放射性物質の検出状況について紹介させていただきます。

先ほどもご紹介しましたように、検査は17都県を中心に地方自治体をお願いしております。これまでに90万件を超える、多くの検査を行っていただいております。ここでご覧いただきたいのは、一番右の括弧の中に書いてあるパーセンテージですが、これは、基準値あるいは暫定規制値を超えたものの割合となっております。当初1年間は、野菜類等について放射性セシウムで1kg当たり500ベクレルという暫定規制値を、0.88%が超過しています。その次の年は、基準値が1kg当たり100ベクレルに変わったものの、基準値を超過する割合はほとんど変わっていません。それ以降は、年々ほぼ半々ぐらゐの割合で基準値超過率は下がってきており、汚染の状況は改善してきているということがご覧いただけるかと思ひます。

〔スライド17〕

このスライドからは、17都県産の食品について、昨年度、平成25年4月から26年3月までの1年間に公表した検査結果をまとめたグラフを示しております。品目ごとの詳細については、農林水産省から説明があると思ひますので、ここでは大まかな傾向だけご覧ください。

まず、野菜類の結果です。このグラフは、一番左がスクリーニングレベル以下となっており、先ほどのスクリーニング法という検査法で基準値を超えるおそれはないと判断されたものです。その隣にはNDと書いてありますが、ゲルマニウム半導体検出器ではかっても検出されなかったものです。そこから右は徐々に濃度が上がっていき、一番右が1kgあたり100ベクレルを超えるものとなります。基準値を超過するのは、この一番右の列のみです。

ご覧いただひてわかるとおり、野菜類については、1年間で基準値を超過するものは全くなく、放射性物質が検出されないものが非常に多くなっております。

同様に果実類をご覧いただひても、基準値を超過するものはなく、全体的にかなり低いということが見てとれます。

一方で、小豆・大豆、あるいは穀類、米とか麦といったものにつひ

では、わずかではあります、基準値を超過するものが見つかります。ただし、全体的には濃度が低く、一部高いものもあるという状況です。

〔スライド18〕

続きまして山菜・キノコ類については、先ほどまでのものに比べると、基準値を超過するものの割合が比較的多くなっています。一方で、原乳については、高い方から見るとゼロが続いていて、ほとんど検出されていない、検出されてもごくわずかな濃度であるという状況です。畜産物、牛肉や豚肉などについても、基準値を超過するものは出ていないという状況になっております。

一方で、水産物については、ある程度、基準値を超過するものが出ております。全体的には低いけれども、基準値を超えるものも一定程度あるという状況です。

ここまでの結果からおわかりいただけるように、野菜とか畜産物といった、管理ができるもの、農家の方が取り組んで放射性物質を減らせるものに関しては、基準値を超過するものはかなり減ってきているという状況にあります。一方で、野生の山菜ですとか、海や川からとってくる水産物の一部については、依然として基準値を超過するものが認められるという状況です。

〔スライド19〕

最後に野生鳥獣肉です。最近ジビエとして話題になっておりますが、イノシシとかシカとかクマとか、そういったものの肉です。これは見てわかるとおり、基準値を超過するものがかなり多くなっているということがおわかりいただけるかと思えます。

ここまで説明をして、このような状況であればジビエは危ないのかと思う方がいらっしゃるかもしれませんが、この検査というのは、実は出荷制限を行っている地域でも行っております。また、検査は主として出荷前の段階で行っており、流通品ではなく、畑からとってくる、海や山からとってくる、といった形で検査をしております。よって、基準値を超過したものが実際にこれだけ市場に流通しているわ

けではありません。流通品から基準値を超過するものが見付かるのはごくごくわずかだということを、知っておいていただければありがたいと思います。

〔スライド20〕

それでは、出荷制限されているのはどのようなものかということですが、字が小さいので、もしご興味があれば後ほどご覧いただければ幸いです。先ほどまで紹介してきたような、基準値を超過する率が高い品目が出荷制限の対象になっております。

〔スライド21〕

つづいて、こちらのスライドは流通食品での調査結果です。先ほどまで検査の結果を紹介して、流通しているものではないと申し上げましたが、それでは、実際に我々が食べている食品における状況はどうかということなのです。

それを調べるために、厚生労働省では、マーケットバスケット調査というものを行っております。これは、スーパーマーケットのバスケット、買い物かごと思ってもらえばよろしいかと思いますが、実際に小売店から食品を買ってきます。それを品目ごとに、国民が実際に食べている割合で混合して、通常の食事の形態に従った簡単な調理をした上で検査をする方法です。生鮮食品は、できる限り地元産・近県産のものを買ってきて検査するようにしています。

その結果です。全国で15地域、北海道から長崎まで、全国で行っておりますが、一番高いところでも0.0019ミリシーベルトとなっております。もともと基準値は年間1ミリシーベルトを超えないようにと設定しておりますが、実際に食品から受ける放射線量は、全国どの地域でも、その年間1ミリシーベルトの1%以下という低い値になっているというのが実際の流通食品の状況となっております。

〔スライド22〕

以上、本日の話のまとめをさせていただきます。

まず、基準値については、国際的な指標に沿った上で、子どもも含めた全ての年齢の方に対応した基準値を設定しております。

また、検査については、各自治体で検査計画に基づいて多数の検査を実施し、その結果は全て公表しております。

また、原発事故に由来する放射性物質は減ってきておりまして、現在は極めて低い水準にあります。そして、流通している食品、実際に我々が食べる食品に含まれる放射性セシウムは、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下ということです。

〔スライド23〕

最後にちょっとだけ宣伝をさせていただきます。

私ども厚生労働省のホームページにおいては、食品中の放射性物質関係の情報を取りまとめたページをつくっております。先ほど紹介した基準値の設定根拠に関するリーフレットですとか、検査結果ですとか、マーケットバスケット調査の結果ですとか、そういったものを公表しておりますので、興味のある方がいらっしゃいましたら、ご覧いただければありがたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございました。

続きまして、農林水産省からのご報告をさせていただきます。「農林水産現場における対応について」、農林水産省消費・安全局消費者情報官・道野英司から情報提供いたします。

よろしく願いいたします。

○道野（農林水産省） 農林水産省の道野と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから、「農林水産現場における対応について」ということで、農林水産省の基本姿勢だとか、農産物の汚染経路と生産現場における低減対策、そのほか検査結果等についてご説明をいたします。

〔スライド2〕

厚生労働省のほうで安全基準をつくったり、特に食品衛生法に基づく検査というのは実施されているわけです。安全な食品を安定的に供

給するという観点で、食料の生産ということについて責任を持っている農林水産省として、特にその生産段階での対策というのを進めてまいりました。また、各都県や他の省庁とも連携をしながら、こういった対応について進めてきたということでもあります。

〔スライド3〕

農林水産物といっても多様なものがございます、それぞれの生産物の性質に合わせて対策をとっていく必要があります。そういった要因を解析しながら対策を進めていくわけでありまして。その結果として基準値を超えるようなものについては、ここにありますような出荷制限ということになるわけです。そういったことにならないように、米なんかでは作付制限というような対策、それから、土壌からの移行などがある場合には移行の低減化というようなこともやります。

こういった対策をとった上で検査をする。食品の安全対策というのと、皆さん、検査というイメージが強いと思いますけれども、まずは、汚染物質であれば、その汚染物質が食品に移行しないような対策であるとか、食中毒対策であれば、微生物が食品につかない、増やさないようにする対策、そういうことがまず前提となっていて、そういった対策がちゃんと効果があるかどうかということを検証するという観点で、本来、検査というのは使われているわけです。

〔スライド4〕

具体的に放射性物質について説明を進めますと、まず、放射性物質による影響はどういうふうにあらわれてくるかといいますと、こういうような形で、今は上から降ってくるということはないですけれども、事故当初、空中から降下してきた放射性物質によって直接汚染されるケースというのがあります。先ほど厚労省からの説明もありましたが、特に葉物野菜は、上を向いて葉っぱを広げているわけですので、そこに放射性物質を受けるという形で、特にヨウ素131、半減期は非常に短いので、今はありません。そういったものの基準値超えというのがかなりたくさん報道された経緯があります。ただ、葉物野菜は、もともと土から移行するということはほとんどなくて、なおかつ年間何



回も植えかえますから、先ほど厚生労働省の説明の中で、1年たってから基準値を超えるものはありませんでした。それはそういった理由があるわけです。

次に、果樹、お茶は、葉っぱでやはり受けてしまうということがあります。

樹木にくっついた放射性物質と、葉っぱとか幹とか樹体から放射性物質が移行して、新芽だとか果実だとか、そういったところに移行していくということがあるわけです。

もう1つが、土壌に1回降った放射性物質が移行して作物を汚染するというようなケースがあります。

〔スライド5〕

生産現場の低減対策です。これは果樹を例にしています。果樹については、先ほど申し上げたような、樹体にくっついた放射性物質を、表面の粗皮を削り取って、高圧水による樹体洗浄等により低減をする。桃だとか梨だとか、福島は特に果実の生産が多いところですので、こういったことが当初実施されています。

〔スライド6〕

お茶の場合は、新芽を蒸して乾燥してお茶にするわけですので、その新芽のほうにどうしてもセシウムが蓄積するということがあります。そういったことで、転流先の葉っぱだとか新芽だとかを除去してしまうということ、樹体全体の放射性物質の量を減らしていくというような対策をとっています。

剪定後、これはほとんどお茶の木の上のほうはなくなったというような形で、こういったかなり厳しい対策をとって低減化を図ってきました。

〔スライド7〕

それから圃場ですけれども、特に地表に降り積もってしまったという場合には、まず薄く削り取る、そういうことによって絶対量を減らすということ、それから、作物の根が届かない深さまで耕して、要はひっくり返すわけですが、反転耕といいますけれども、それによって

放射性物質の濃度を下げってしまうということによって、根からの移行を防止することができます。

〔スライド8〕

そのほかにも、例えば土壌だとか生産用の資材ということで、そういったものについての規制値を定めています。これを定めることによって、事故前の農地土壌の濃度の範囲におさまるようにということで、こういった基準を設定しています。

それで、事前のご質問の中で、生産段階の生産者向けの情報と申しますか、対策について詳しくお知りになりたいというご質問がありました。資料3-2「食品中の放射性物質に関する詳しい情報は農林水産省のホームページをご覧ください」というふうに書いています。その裏側に「生産者向け情報」ということで、今非常に概括的にお話をしましたけれども、米、大豆、野菜、果実、畜産物、米・大豆・そば、そういったような生産物ごとに対策のポイントについて整理したものを公表していますので、ご覧いただければと思います。

〔スライド9〕

次に、そういった対策をとった上で検査をして確認をしていくということ先ほどご説明しました。検査のガイドラインは、原子力災害対策本部が毎年見直しをやっていきます。先ほど厚生労働省から説明がありましたように、17の都県について、農林水産物ごとに、こういったものについて検査をするのかということについて定めています。

これについては、毎年度末に見直しをやっていきますので、今後3月に向けて検討が進んでいくというような段取りになっています。

事前のご質問で、原乳について今後検査はどうなるのかということでもありますけれども、見直しの考え方というのは、厚労省の説明や、ここにも書いていますけれども、過去の検査結果等を分析して検査の計画を立てていくということになっています。したがって、原乳について、まだ方針は決まっています。ご承知おきいただければと思います。

〔スライド10〕

次に、検査結果、全般的な傾向としていうと、農業生産現場における取組み、要するに対策がとれるものについては濃度が低くなって、基準値超過の割合は低下しています。

キノコ、山菜、水産物は、現在も超過したものが見られるけれども、これも時間の経過とともに超過割合は低下してきています。

〔スライド11〕

品目ごとに現状をご紹介したいと思います。

〔スライド12〕

野菜ですけれども、左側が平成23年3月から6月までのデータです。右側が23年7月以降ということになります。こうして見ていただいても一目瞭然でわかるとおり、野菜での検出というのは、現在ほとんど見られなくなっているという状況にあります。

〔スライド13〕

果実についても、25年以降は基準値超過例というのはございません。これは、左側が24年3月まで、事故後1年間ぐらい、右側がそれ以降というようなデータになっています。

〔スライド14〕

お茶ですけれども、お茶に関しても、事故後1年程度は基準値を超過するものが8.6%という形で出ていますけれども、24年4月以降で見ますと、このような状況になっています。

〔スライド16〕

次に、米・大豆・そばですけれども、米につきましては、ちょうど事故が起きた年の23年産米の調査を行った結果、99.2%が50ベクレル/kg以下であったということです。23年産米では、当時の暫定規制値である500ベクレル/kgを超える米が福島で見つかったということで、さらに緊急調査をやったというようなことがあります。これはご記憶の方もいらっしゃるかと思います。

23年時点では、こういった検査結果になっています。500ベクレル/kgを超えるものが38件見つかったということでありまして。こういったものが見つかった場所というのは、特定避難勧奨地点の付近

等に限定的に出現というようなことでありました。原発のちょうど北西の方角の地域で、避難区域よりも少し外にこういった特定避難勧奨地点というのがあったわけですね。土壌の濃度がある程度のレベルを超えているという地域についてのことですけれども、そういったところで、お米についても規制値を超えるものが見つかったという経緯があります。

〔スライド17〕

玄米中のセシウムの濃度が高いという水田で、土壌中のカリウムが非常に低いというような傾向が見られます。例えば右側で見ますと、こういった形で、土壌のカリウムの濃度が右へ行くと高くなるということですね。縦軸がセシウムの濃度ですけれども、カリウムの濃度が低いとセシウムの濃度が高くなる、逆にカリウムの濃度が高くなるとセシウムの濃度は低くなる、こういうような傾向が見られます。

これは、カリウムとセシウムの、土壌中での性質が非常に似ていて、農産物、特にお米に移行するときに、カリウムとセシウムが競合するという関係にあって、カリウムを十分に肥料として与えてやれば、セシウムは移行しにくくなるわけです。

〔スライド18〕

24年米についてはこういった対策を進めていって、23年産と比較すると超過割合は減少していったというようなことです。

〔スライド19〕

26年産米、ことしのお米に関しては、冒頭ご紹介したような作付制限だとか、先ほどから説明をさせていただいているカリウムによる吸収抑制対策、収穫後の検査、そういったものを組み合わせて安全対策を講じています。

避難指示区域については、そもそも帰還することがなかなか難しいということもありますので、地域の状況に合わせて作付制限等の対策をとっています。

それから避難指示区域以外の場所に関しては、25年産の作付はまだこれから再開準備しようというような段階にあったところについて

は、全量生産出荷管理、25年産米の実際に生産をして、データに合わせて全戸に対して生産出荷管理をする。その他の地域としては抽出検査でいいでしょうと。これが基本的なルールですけれども、福島県の場合には、全袋スクリーニング検査を行っている状況にあります。

〔スライド20〕

こういった形で、先ほど申し上げたような割と厳しい対策をとっている地域というのは、ここがちょうど福島第一原子力発電所ですので、この周辺地域、それから北西の地域ということになります。

〔スライド21〕

米の全袋検査の仕組みですけれども、こういうような形で生産者のバーコードをつけて、これは、先ほど厚生労働省から説明のあったシンチレーションの原理を使った検査の機械で、いわゆるスクリーニング検査ができる。短時間で検査できるようにということで、これは米の全袋検査専用開発した機械です。これでスクリーニングをかけて、合格したものについては、こういった形で検査済みラベルを貼って出荷するという仕組みができています。そういったことで、24、25、26年、24年産から始めたわけですけれども、毎年1000万袋以上検査しなければいけないということで、こういった機械を用いて、体制をもってやっているわけです。26年産については、現在までのところ基準値超過はありませんでした。

〔スライド22〕

麦についても、当初こういった100ベクレル/kgを超えるものが当初ありましたけれども、現状ではそういったものはございません。

〔スライド23〕

大豆については、100ベクレル/kgを超えるものが減ってはきていますけれども、若干まだ見られるというような傾向があります。

〔スライド24〕

そばについては、これも同様に減少ということでもあります。

〔スライド26〕

次に畜産物ですけれども、基準値に対応した飼養管理ということで、

基本的に餌が汚染されると、肉であったり乳だったり、そういったものが汚染されるということになります。したがって、家畜の飼養管理、餌の管理というのは非常に重要になってくる。牧草等の飼料に関して基準値を設けて、基準値を超えない飼料を給与するというような対応をとっています。特に当初は代替飼料の確保ということが非常に問題になって、そういったところを支援してきたというような経緯もあります。

〔スライド27〕

畜産物に関しては、牛肉に関しては、ここにあります5県については3カ月に1度全戸検査をやる。特に出荷制限が一部かかっているところ、この4県については、一部の、過去にそういった基準を超えるような牛肉を生産した農家に関しては、全頭検査というような対応になっています。

乳については、5県で2週間に1度検査をするという体制になっています。

〔スライド28〕

ただ、原乳については、23年の4月以降は、基準値を超えるものは見られていないという状況です。

〔スライド29〕

牛肉に関しては、全国で全頭検査をやっている自治体も非常に多くて、さらに自主検査を卸売市場でやっているというところもあります。先ほど、仕組みとしては、原子力災害対策本部は全頭検査は限定的にしか求めているけれども、関係の都道府県ではこういった全頭検査というのをやっているのです。24年4月以降の総検査件数は、恐らく米以外では一番検査がされている食品ということになっています。24年度は大幅に低下と書いてあるとおりで、25年度以降は基準値超過しているものはございません。

〔スライド31〕

それからキノコと水産物ということになるわけですが、まずキノコについては、特に原木を使ったキノコについては、ほだ木の対

策が非常に重要になってくるということでもあります。菌床栽培するキノコについては、オガクズに栄養分を入れて固めたものですけれども、コントロールが容易ということもありますし、それから、菌床のキノコというのは屋内で生産されるということがあって、原木を使ったキノコと菌床を使ったキノコではかなり傾向も異なります。対策も異なってくるということがあります。そういったことで、ほだ木と菌床の指標値というのも差がつけてあります。結局、原木のキノコをどう対策をとっていくかというのが非常に重要なところでありまして、原木・ほだ木について、できるだけ汚染の低いものを確保するということです。それから昨年春以降、栽培ガイドラインというのを作成して、基準値を超えない、安全なキノコを栽培するための手法というものについても普及・指導して、対策を進めているというような状況にあります。

〔スライド32〕

原木シイタケの安全確保ということでもありますけれども、先ほど申し上げたような対策を進めるほか、乾しシイタケについては、さらにこういった全量検査というような対策もとっています。ただ、1個1個はかるわけにいかないのです、こういった箱に入れてはかっていくというような検査も行われています。

〔スライド33〕

栽培管理のガイドラインの内容でありますけれども、ここにあるように、実際に原木・ほだ木を使って生産するわけですから、菌を植えて、その上で発生を待つということです。そのときに一応ほだ木の検査をやる。それから超えたものは廃棄する。安全を確保するために、発生したキノコをさらに検査をして出荷するということでもあります。

原木・ほだ木に関しては、実際に放射性物質を低減するという観点で、洗浄をやったり線量率の測定をやったり、それからほだ場ですね、多くの場合、山の中にありますので、空中から降下した放射性物質も地面にはあるので、ほだ場の作業場所の環境整備ということも必要になっていきます。

[スライド34]

シイタケに関しては、こういった対策もだんだんと進められてきていまして、25年以降に関しては、基準値を超えるものも大分減ってきているという状況にあります。菌床栽培については、冒頭申し上げたとおり、より管理がしやすいし、屋内で栽培されているということもあって、ほとんど問題はありません。

[スライド35]

それから山菜の関係ですけれども、24年度以降も基準値を超えたものがある。野生のキノコとか野生のものについての対策というのは非常に難しいことがあって、モニタリング検査をやって、基準値を超えるもの、地域的な広がりがあるものについては出荷制限をかけていくという対策を積み重ねていくということが重要になっています。

[スライド36]

これが野生キノコと山菜の出荷制限の現状でありまして、細かいでするので、後でまた参考にご覧いただければと思います。

[スライド38]

最後に水産物ですけれども、水産物に関して、どのような汚染のプロセスがあるのかということですが、上段が海面の汚染の進行過程ということで、放出されて、空中から降下したもの、汚染水によって汚染される、こういう2つのパターンがあります。当初コウナゴとかかなり高いものが出たけれども、これは主に上から降ってきたもので海水面の近くを泳いでいる小魚ばかりが最初汚染をされました。その後時間の経過とともに放射性物質が拡散・希釈されていきますけれども、餌を通じて魚に蓄積をしていく。それから、捕食性の大きい魚が汚染されるというようなことがあります。放射性物質自体は、海水により拡散・希釈しながら海流によって移動していくというようなことで、だんだんと海底に沈下していくというようなプロセスになります。

一方、内水面、要するに川魚とか湖沼の魚ですけれども、これは山地に降った放射性物質が、徐々に水の移動とともに川や湖沼に移行していくというようなプロセスになっています。



[スライド39]

水産物の調査です。今申し上げたとおり、放射性物質自体はだんだんと海底に沈んでいくというようなことがありますので、魚の生息域、表層とか中層とか低層とか、とれる時期、とれない時期というのがあります。そういった漁期だとか、それから周辺の県の調査結果などを考慮しながら、検査の対象とする魚を決めていきます。実際に基準値より高い数字が出た場合には、調査を強化していく。基準値を超過した場合には、まずは出荷の自粛だとか出荷制限の実施というようなことをやります。

これは福島県のケースですけれども、現状、曜日を決めて週に1回、たくさん魚を集めて検査をしているというような状況になっています。こういった出荷を制限する仕組みは、他の農林水産物と同じであります。

[スライド40]

水産物全般に見ると、検査結果は、このようなデータになっています。これは23年3月から26年10月までのデータ全部ひっくるめたものです。

福島県では90.3%、福島県以外では98.6%が100ベクレル/kg以下というような状況になっています。

[スライド41]

これを23年の4月から6月で見ると、100ベクレル/kgを超える割合が63%となっていましたけれども、26年の10月では0.2%まで低下をしてきています。だんだんと汚染のレベルというのは下がってきているという状況にはあります。

[スライド42]

福島県以外については、こういった形で、ほぼ基準値を超えるものは見られなくなっている、非常に少なくなっているという状況になっています。

[スライド43]

魚種ごとに見ても、魚がこういったものを食べているのか、底のほ

うにすんで泥の中のもの食べているのか、そうじゃないのかということでも随分と変わってきています。魚種ごとの傾向ということであると、基準値以下が確認されている代表的な海産物は、こういうものがあります。

[スライド44]

出荷制限のかかっている魚種というのはどういうものがあるか、これはご覧になってもわかるように、ほぼ同じような種類の魚ということになっています。

[スライド45]

福島県に関して若干ご説明をしますと、福島県沖の現状ということでございますと、上にあるように、基本的に、震災以降、沿岸漁業と底引き網漁業の操業を自粛しています。ただ、放射性物質の値の低い海域・種のみを対象として、24年の6月から試験操業とその販売ということをやっています。25年7月に汚染水問題というのが出たわけですがけれども、原発周辺以外の海水を検査した結果、事故発生前と汚染の程度がほぼ同レベルということを確認した上で、2カ月後の9月25日から、安全性を確認した上で試験操業を継続している。水産物の場合、出荷する生産サイドとしても、試験操業という形で検査をしながら慎重に進めているというような状況にあります。

[スライド46]

試験操業の海域ですが、特に原発から半径20kmというのは、もともと漁業もできない地域でありまして、かなりレベルの高いものが見ついているというようなことが報道されるのは、ほとんど原発のすぐ前にある港の中だとかその周辺でとれたものです。海水の問題でかなり報道が大きくされることがありますけれども、実際に試験操業をやられている区域というのは、こういった黄色のエリアになっています。漁法によって少し違いますので、詳しくは資料を後ほどご覧いただければと思います。

[スライド47]

そういったことで、試験操業の対象となっている魚種はこういうも

のがあります。重複するものを除くと、全部で今52種類という状況です。

〔スライド48〕

消費者の方が魚を選べるようにということで、原産地表示についても、海域の区分で表示するように、水産庁のほうから業界に対して推奨しています。

〔スライド49〕

それから、参考ですけれども、ストロンチウムに関しても、先ほど厚労省から説明があったとおり、ストロンチウムの影響を十分考慮して安全を見込んで基準値が設定されています。そういったことで、セシウムの基準をクリアしていれば、基本的には問題ないというふうに考えています。

今日は、私のほうで用意をいたしました農林水産物の生産段階での対策の説明は、以上で終わらせていただきます。

皆さん、ご清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございました。

続きまして、最後のご説明になります。「岩手県における食品中の放射性物質検査の取組について」、岩手県環境生活部県民くらしの安全課・松舘宏樹主査からご説明いただきます。

よろしく願いいたします。

○松舘氏（岩手県） 皆さんこんにちは。岩手県の環境生活部県民くらしの安全課の松舘と申します。今日はよろしくお願ひします。

県民くらしの安全課では、さまざまな業務を担当しておりますけれども、その1つに、食の安全・安心に関する業務があります。後ほどスライドでご紹介しますが、今日のテーマであります食品中の放射性物質に対する取組につきましても、県庁内でもさまざまな部や課で役割分担をしながら取り組んでおります。本日は、県民くらしの安全課が代表しまして、岩手県における取組をご説明申し上げます。

す。

〔スライド1〕

初めに、県産食材等の安全確保方針（放射線影響対策）ということで、岩手県では、放射線影響対策に取り組むに当たりまして、県産食材等の安全確保方針というものを策定しております。目的としましては、こちらにございますように、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえまして、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、検査結果の速やかな公表等、県産食材等に係る情報を提供することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止を図るということでございます。

県産食材等の定義としましては、本県で生産（収穫・漁獲）された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品（流通食品）、それから給食食材としています。主な取り組みとしまして、県産食材等を対象とした放射性物質濃度の検査、出荷自粛の要請等、基準値を超えた県産食材等の適切な管理、基準値を超えた流通食品に対する措置等、消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供、被害を受けた農林漁業者に対する経営継続に係る支援、こういったことに取り組んでおります。

〔スライド2〕

スライドは、県庁内での県産食材等の検査体制を示しております。流通前の農林水産物については農林水産部が担当しておりますし、流通食品に関しましては、我々県民くらしの安全課が所属します環境生活部で担当しております。それから、給食食材等については教育委員会が担当しております。野生山菜あるいは野生キノコにつきましては環境生活部、農林水産部、それから総務部と連携をしながら担当をしております。こういった体制で、県庁内で連携をとりながら放射性物質の検査等に取り組んでおります。

〔スライド3〕

こちらは、今年度の岩手県産食品の基準値の適合状況を示しており

ます。4月から11月までの結果です。本県産の食品・食材について、他の自治体で検査した結果も含んでおります。後ほど、ほかにもいろいろな検査結果が出てくるスライドがあるんですけども、こちらと必ずしも数値が一致しないところもありますので、ご了承いただければと思います。

今年度は、11月末までに1万7,742件の検査をしております。内訳としましては、野菜・果実等で361件、それから、先ほど農林水産省さんのほうからのご報告でもありましたけれども、畜産物は多くて1万5286件、穀類190件、海産物1285件、そのほか幾つかありまして、全体で1万7000件ちょっと検査を実施しております。

そのうちの99.96%に当たる1万7736件は基準値以内ということになっておりまして、基準値を超過したのは、野生動物が6件、野生山菜が1件というような状況です。

それから、今回スライドには準備してきておりませんでしたけれども、平成25年度は2万6815件の検査を実施しまして、99.94%に当たる2万6798件が基準値以下、また平成24年度は2万5276件の検査が実施されておりまして、98.97%に当たる2万5016件が基準値以下でした。平成25年度あるいは平成24年度の結果の数値につきましては、県のホームページでも掲載しておりますので、ご興味のある方はご確認いただければと思います。

〔スライド4〕

厚生労働省さんあるいは農林水産省さんからご説明がありましたけれども、食品の放射性物質の検査に当たりまして、県では、国の原子力災害対策本部が示しております検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方に基つきまして、検査計画を策定しております。検査計画は四半期ごとに策定をいたしまして、検査計画に基つきまして、検査を計画的に実施しているところです。

〔スライド5〕

スライドは、ことし10月から12月、第3四半期の農畜水産物等

の放射性物質検査計画の概要になります。このように、さまざまな農畜水産物の種類ごとに、品目数ですとか検査頻度あるいは検体数、あるいはどこの市町村から検体をとるのかといったようなことを定めております。この計画に基づきまして、農畜水産物の検査を実施しております。

〔スライド6〕

こちらは、ことしの4月から10月までの県産農林水産物の放射性物質濃度の検査結果となります。合計で1万331件の検査をこれまで行っております。基準値を超過したのは、野生ワラビの1件のみというような状況になっています。

〔スライド7〕

続きまして、スライドは、流通食品の放射性物質濃度検査の計画ということになります。流通食品につきましては、収去検査といたしまして、放射性物質に限らず、残留動物用医薬品ですとか残留農薬など、さまざまな項目について検査を実施しておりますけれども、放射性物質については、今年度、県内に流通する食品200検体について検査を実施することとしています。

〔スライド8〕

スライドは、今年度11月末現在の検査結果を示しております。検査を実施している品目としましては、農産物の穀類、野菜類、果実類、あるいは畜産物で卵、それから水産物で海産魚類、内水面魚類あるいは牛乳・乳児用食品、飲料水、その他加工食品等ということで、11月末までに146件の流通食品の検査を実施しておりますが、いずれも基準値以下という結果でした。

〔スライド9〕

こちらは平成24年度、25年度の流通食品の検査実績を示しております。平成24年度は95件の検査を実施しまして、基準値を超過した品目はなかった。平成25年度は200件の検査をしまして、1件、山菜のコシアブラが基準値を超過したという状況でした。

〔スライド10〕

こちらは、農林水産物あるいは流通食品に加えまして、県では、食の安全・安心を確保するとともに、食品に含まれる放射性物質に対して、県民の不安を払拭することを目的としまして、市町村の協力も得ながら、野生の山菜あるいはキノコの放射性物質濃度の検査も実施しております。検査結果につきましては、このように地図上に検査結果をまとめまして、左のほうがワラビ、右のほうが野生のキノコですけれども、こういった形でホームページ上に検査結果を示しまして、県民の皆さんのご参考になるようにということで取り組んでおります。

〔スライド11〕

それから、消費者の皆さんへの県産食材等の安全性に関する情報提供の取組みということになります。こちらは当課、県民くらしの安全課で取り組んでいる部分になりますけれども、食品の放射性物質汚染による健康影響等をテーマとしましたリスクコミュニケーションを、今年度も開催を予定しております。

それから、食品の事業者を対象としました衛生講習会あるいは食の安全・安心に関する出前講座等を通じまして、県産食材等の安全性について周知を図っております。

流通食品の検査結果につきましては、速やかにホームページ等により公表しているところです。

〔スライド12〕

こういった形で県のホームページに、こういった品目について、いつ採取して、いつ結果が出て、こういった結果でしたというような形でホームページのほうで検査結果を公表しております。

以上、本県における食品中の放射性物質検査の取組みについてご紹介いたしました。ご静聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございました。

それでは、これより約10分間の休憩に入りたいと思います。3時15分から再開とさせていただきますので、それまでにお席にお戻りください。よろしくお願いいたします。

— 休憩 —

○司会（消費者庁・山中） それでは、時間になりましたので、再開いたします。

ここからは、会場の皆様と意見交換・質疑応答を行いたいと思います。

本日のテーマは、そちらのタイトルにもありますとおり、「食品中の放射性物質」となっております。テーマに沿うように、本日説明をさせていただきました登壇者は、食品にかかわる関係省庁が集まっておりますので、ぜひ、ご質問も食品に関する点についていろいろご意見、ご質問をお寄せいただければと思います。環境中の放射性物質の状況ですとか放射線の専門的見解など、さまざまな幅広いご質問があることとは思いますが、食品以外のことにつきましては、扱いかねることもございますので、その点は初めにご容赦いただければと思います。

また、ご質問いただく方は、この後挙手をお願いします。マイクをお持ちしましたら、お名前と所属をできればお願いいたします。

また、本日ご参加いただけなかった方にも広く情報提供していきたいと思っておりますので、この意見交換会の内容と先ほどの説明の内容については、議事録にまとめまして、後日ホームページに掲載をさせていただきます。もし議事録にお名前や団体名が載ることはちょっと困るなというようなご意見がございましたら、ご発言の際の最初にそのことをおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思いますので、質問はお一人約2分ぐらい。大きい会場でやる場合には1人1分をお願いしているんですけども、今日は少人数ということですので、2分というちょっと長目にさせていただきますけれども、お一人2分程度で要点をまとめてお願いいたします。また、回答者もできる限り簡



潔にお答えをお願いしたいと思います。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、皆様から事前にいただいているご質問で、先ほどの説明の中で触れられていないものが幾つかございますので、最初に触れさせていただきたいと思っております。

まず、皆様のお手元に「食品と放射能 Q & A」という冊子をお配りしていますが、この冊子について幾つかまとめてご質問をいただいております。

この冊子は、消費者庁が毎年改訂し、発行しているものです。原発事故が起きた平成 23 年の 5 月に、消費者の方々の疑問や不安に答えるために初版を作成しました。それ以降、このような意見交換会や福島の市町村で行われている説明会などでさまざまなご質問をいただいておりますので、そういったものを入れ込んだり、最新の情報を盛り込んだりしながら改訂を重ねて、先月第 9 版が改訂、製本されましたので、本日皆様のお手元にお届けしています。

この中身、食品に関する点については、今登壇をしている食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省のほうで確認をして掲載しているものです。それ以外の部分については、環境省が取りまとめ役となって、「放射線の基礎知識と健康影響」という冊子を取りまとめています。これは、専門家の方が集まって統一的な見解としてまとめているものなんですけれども、これに沿った内容とさせていただいております。ですので、国としての統一的な見解を記載しているものとなっております。

この冊子は、必要という方がいらっしゃいましたら、必要部数、消費者庁からご提供することも可能ですので、ぜひおっしゃっていただければと思います。

では、この「食品と放射能 Q & A」の中でいただいたご質問を紹介させていただきます。

まず、こちらの 9 ページに対してご質問いただいております。9 ページの 2 の一番下の「※」印のところですね。「日本の自然放射線か

らの年間被ばく量は従来1.5ミリシーベルト／年とされていましたが、国内外の論文を検証したところ、主に魚の内臓などに含まれるポロニウム210が過小評価されていたため、内部被ばくの線量を上方修正し、2.1ミリシーベルト／年になりました。」これについて、なぜ唐突に0.6ミリシーベルトも上昇したのでしょうか」というご質問をいただいております。

少し食品から離れますので、消費者庁のほうでまとめて回答させていただきます。

ポロニウム210というのは、ここに書いてあるとおり、魚の内臓に多く含まれる放射性物質です。皆様ご存じのとおり、日本人は魚を多く食べる習慣がありますので、線量評価の際にこれが勘案されたということになります。

そもそも1.5ミリシーベルトという年間線量は、1992年に評価、発表されたものです。そして今回の年間2.1ミリシーベルトは、2011年の12月、ですので、原発事故の少し前に評価、発表されたものになります。その間約20年間あります。ポロニウムは自然の放射線ですので、この20年間に大きく濃度が変わるということはなかなかないと考えるのが普通だと思いますけれども、この20年間、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。その時々々の生活環境に見合った線量推計を評価し、そして発表したのがこのタイミングだったというふうに言えるかと思えます。

また、この20年間の測定機器の進歩や分析方法の進歩も、この評価となった背景にあるかと思えます。

この先も、日本は、不幸なことに低線量の放射線とつき合っていかなければならなくなってしまうかもしれません。ですので、このように過去の固定値をずっと継続するのではなくて、一定の期間を置いてしっかり線量を評価し直していくということが必要と考えています。

お答えになっていないかもしれないですが、お答えとさせていただきます。

何かご登壇者の皆様に補足はありますでしょうか。——よろしいで

しょうか。

それでは、このQ & Aについて、もう1問ご質問をいただいております。

「食品と放射能Q & A」の10ページ、3のところに「人工の放射性物質と自然の放射性物質とで放出される放射線に区別はなく、生物への影響も差はありません。」とありますけれども、人工放射性物質と自然放射性物質とは、体内臓器濃縮が異なるのではないですか」というようなご質問をいただいております。

放射線を出す放射性物質には、セシウム137のような人工で生成される放射性物質と、カリウム40のような天然にもともと存在している放射性物質があります。そこから放出される人工放射線も自然の放射線も、物理的な放射線の種類でいうと、アルファ線、ベータ線、ガンマ線というふうに同じものになります。ですので、同じ種類、同じエネルギー、同じ量が人の同じ部位に当たった場合には影響は同じというのが国際的な見解になっています。内部被ばくについても、量や種類やエネルギーによって影響は異なりますけれども、人工と自然ということで影響に差はないというのが見解になっています。

また、同じQ & Aの14ページに、「放射性セシウムについて、「特定の臓器に蓄積する性質はありません」とあります。しかし、心臓の筋肉に濃縮することは間接的な臓器濃縮とみなされます。ベラルーシのバンダジェフスキー博士は、病理解剖し、子どもの甲状腺にセシウム137が高度に濃縮されていたことを発表しています。蓄積する性質があるのではないですか」というようなご質問をいただいております。科学者の論文をもとにご質問いただきまして、ありがとうございました。

こちらでも、関係省庁としましては、国際的な見解でのお答えしかできなくて恐縮なんですけれども、例えばストロンチウムは骨に蓄積する性質があると言われておりますし、ヨウ素は甲状腺にたまりやすいというふうに、一定の臓器に濃縮、蓄積があるという放射性物質はありますけれども、放射性セシウムについては、特定の臓器への蓄積の性

質がない放射性物質というのが一般的です。

バンダジェフスキー博士の論文というのは存じ上げておりますけれども、そもそも放射能、放射線については、さまざまな専門家の方がさまざまな見解で論文を発表しています。先ほど食品安全委員会からも3300の文献を精査とありましたけれども、かなり膨大なので、国際的に、その論文の信頼性が高いかどうかとか、そういったものを評価する機関があります。国連が設置している機関で国連科学委員会、UNSCEARと呼ばれているところですが、そのUNSCEARがさまざまな論文を包括的に評価をして、信頼性が高いデータを選別し、報告書にまとめています。この報告書をもとに、国際放射線防護委員会、ICRPがそれを重要な資料として扱っています。ですので、日本国内においても、このICRPなど国際的に認められている統一的な知見に基づいて規制などを設けているということになります。

また最後に、Q & Aについて、「全体を通して遺伝的影響に触れていないのはなぜですか」というご意見をいただきました。

これに触れなかった理由としては、このQ & Aは誌面が紙ですので、ページ数の問題で、どうしても情報を取捨選択しなければならないんです。取捨選択の際に、これまで福島県ですとかいろいろなところでご意見、ご質問をいただいた内容をどんどん反映させていっています。ですので、例えば遺伝的影響について載せてほしいという意見が多ければ、もちろん今後載せることを検討していくことになるかと思っておりますけれども、今回はそういった事情で載せていないということがありますので、ご了承いただければと思います。

そして最後に、Q & Aのこの冊子についてではないところで、1点ご質問をいただいております。

「高濃度のストロンチウム90が福島原発周辺から放射性セシウム以上の割合で海洋へ流出しています。国は福島周辺の魚介類中のストロンチウム90濃度を調べ公開していません。特に小魚が心配です。公開をするべきではないでしょうか」というようなご質問をいただい

ています。こちらは農林水産省と厚生労働省にお願いができればと思います。

○道野（農林水産省）ご質問ありがとうございました。先ほど私のほうからの説明にもありますとおり、基準値の設定自体は、ほかの核種の影響も含めて設定がされていて、セシウム134と137の合計値を指標にして、そういった放射性物質の汚染の度合いを、汚染度の高いものを規制するというような仕組みになっています。そういったことで、ストロンチウムも勘案してつくられているので、ルーティンで検査をする必要はないということを申し上げました。

一方で、水産総合研究センターで水産物のストロンチウムの調査を、研究目的ということで、実施をしています。ことしの11月現在で67検体の検査をやっておりまして、検査の対象としては、ご指摘のある小魚、マイワシとかイカナゴとかそういったものも入っています。海域についても、原発周辺から少し離れたところ、茨城県沖から千葉県沖というかなり広い範囲にわたって調査をやっています。そういった中で、セシウムとストロンチウムの構成比で見た場合に、基準値の設定の前提となっている割合というものに関して、それと比較して問題あるようなデータというものは出てきていない。ストロンチウムに関しては非常に低いレベルであるというようなことがわかっています。

公表していないというご指摘ですけれども、多分見つけにくいということはあるのかもしれないです。水産庁のホームページで、このデータについては確認をしていただくことができますので、よろしくお願ひします。

○塩川（厚生労働省）続きまして、厚生労働省からもお答えをさせていただきますと思います。

ご質問に対する直接の回答になるかどうかわかりませんが、私どもではマーケットバスケット調査をしているということをご説明申し上げました。先ほど紹介したのはセシウムの結果だけだったのですが、そのほかにも、ストロンチウム、プルトニウムについても調査を行い、その結果を公表しております。これまでに4回分ほど公表して

おりまして、これまでの結果を見ますと、ストロンチウム90については、いずれも事故以前の範囲内であったということ、またプルトニウムについては、全く検出されていないというような状況です。4回ともそういった結果になっております。

マーケットバスケット調査ですので、個々の魚の検査結果ではないのですが、実際に流通しているものを買ってきて測って、そういう結果だったということですので、ある程度の参考になるかということで紹介させていただきました。

この結果については、報道発表を行ないホームページにも載っておりますので、もしご興味があれば、先ほど紹介したホームページのほうをご覧くださいありがとうございますと思います。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございます。事前にいただきましたご質問を紹介させていただきました。少し時間をとらせてしまいましたけれども、この後、皆様からのお声を伺っていきたいと思います。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○質問者A 私、事前質問した者ですけれども、回答ありがとうございました。

さらにちょっと追加といいますか、ストロンチウムを非常に心配しているんです。先ほど67件調べたとおっしゃいましたけれども、これはいつからいつまでの調査で、そして福島沖で調べているのはそのうち何件なのかというふうなことを、まずお聞きしたいと思いますし、原発敷地内からの汚染水が去年あたりから出始めましたね。その分析結果が、ストロンチウムとセシウムとを比べますと、ストロンチウムのほうが2倍ぐらい多くなっているんですよ。だから、以前と状況が変わってきている。これは9月の新聞ですけれども、1日当たりの流出量は、ストロンチウム90が48億ベクレルでセシウム137が20億ベクレル、こんなふうに出ておりました。したがって、その前の割合とは全然違っている状況の汚染水が海に流れ出している、海洋を汚染している。

そして、下のほうで、いわき市でコウナゴ、小魚が解禁されております。非常にカルシウムと似た性質で骨に入りますし、一旦入ると出ていかない、そういうことがわかっているのかかわらず、全く調べない。67のうちほんのちょっとだと思っているんですよ、あの周辺を調べたものは。とても足りないと思います。

もう1つつけ加えますが、ウクライナではちゃんとストロンチウムの食品濃度基準があるんですよ。なぜ日本ではないのか。

そういうふうなことで、ちょっと今状況が変わったということと、先ほどの67件の内訳と、ウクライナでは基準があるのになぜ日本ではないのか、以上、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○司会（消費者庁・山中） ご質問ありがとうございます。3つご質問をいただきました。まず1件目が、先ほどの農林水産省からのデータ、水産庁が発表しているストロンチウムのデータ67件は、いつの時期の調査であって、福島県沖が何件かというご質問ですね。2点目が、汚染水の漏えい問題について、ストロンチウムとセシウムの割合が異なってきている。以前と状況が変わってきているけれども、そこはどのような点かという点。3つ目が、ウクライナではストロンチウムの基準があるけれども、なぜ日本はないかという点についてかと思えます。

では、まず1点目について、農林水産省、お願いいたします。

○道野（農林水産省）では、ご説明したいと思いますけれども、データに関しては、問題になるのは多分セシウムとストロンチウムの比ですが、基準の設計上は、1対1です。

そういった観点からいうと、それを想定したバランスを超えるようなものは出ていないということをもっと申し上げたいと思います。

ただ、ご主張になっている、少ないじゃないかということについては、それは1つの評価だと思いますので、ここで多い少ないについてのお答えは控えさせていただきます。

それから、どんなところでとっているのかということですが。サンプリングの地域というのは、この赤のライン、これは原発から20km、

要するに漁業はもともと全くできないところです。そこも含めてとっています。

それから検査の時期ですけれども、検査は、継続的にずっと実施をされています。最初が平成23年ですけれども、直近のものは26年の10月というようなことです。

こういった形で、福島県沖、そのほかの地域も含めて検査をやっているというような状況にあります。

大きく見ると、こういうふうには、これは北側ですけれども、ストロンチウムの研究目的の調査については、継続的にやっています。検査の数の評価は議論のあるところかもしれませんが、現状について事実関係をご説明いたしました。

○司会（消費者庁・山中）1点目と2点目のご質問を回答いたしました。

数が足りないですとか、もっとやってほしいというご意見をいただいたものと思っております。この場でどのようにするかというのはお答えはちょっとできないんですけれども、ご意見として承りたいと思います。

それでは3点目のご質問、ウクライナでストロンチウムの基準があって日本ではなぜないのかということについては、厚生労働省、お願いいたします。

○塩川（厚生労働省）ご質問のお答えですが、恐らく考え方の違いであろうと考えております。先ほどもご紹介申し上げましたけれども、ストロンチウムに関しては、測定に相当な時間がかかってしまうというのが現実問題としてあります。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、セシウムとストロンチウムでは、測定方法が異なります。放射性物質によって出てくる放射線の種類が違ってくるのですが、セシウムに関しては、ガンマ線という電磁波の一種ですので、その波長、周波数によって、センサーを当てて出てくるガンマ線を測定するだけで、セシウムからのガンマ線なのか、それ以外の放射性核種からのガンマ線なのかというのが区別



できます。このように、セシウムについては比較的簡単に分析することができるのですが、ストロンチウムに関しては、ベータ線という放射線を出すもので、これは、ストロンチウム以外のほかの核種が出したベータ線と区別することができません。よって、ベータ線のうちストロンチウムが出したものを分析するためには、食品からストロンチウムだけを抽出してくるしかありません。

セシウムであれば、食品を細かく切って容器に入れてセンサーを当ててはかれば、セシウムの量を測定できますが、ストロンチウムに関しては、一度その食品試料を灰にして、そこからストロンチウムを抽出してきて、それをさらに放射平衡という時間がかかる方法をとって分析しなくてはいけないということで、数週間から1カ月以上もかかってしまいます。先ほど、ストロンチウムに関する検査の数が少ないというご意見をいただきましたが、苦勞しても多くの数を検査することは難しいというのが現状なのだと思います。

そういった現状ですので、仮に基準値をつくったとしても、どれだけの数の検査できるかということ、非常に難しい問題があります。我々としては、より実効性のある基準値をつくったほうが効果的だと考えて、セシウムについて基準値を設定しています。

先ほども紹介しましたが、セシウムに関しましては、これまでの3年間余りで90万件以上の検査が実施されています。それぐらい検査しやすいものになってきますので、そういった規制のしやすさ、実際に検査をしてその後の対策につなげていくという意味では、セシウムとストロンチウム等の核種との比率という形で基準値をつくりまして、セシウムの基準値にさえ適合していれば、ストロンチウムも含めて大丈夫という形で検査を行っていくのが効果的だと考えて基準値の設定を行っているものです。我々としては、より実効性が高いということを優先して、このような基準値をつくっているということです。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございます。汚染水の問題がありますので、ストロンチウムについて心配される方も多いかと思えますけれども、ストロンチウムを全く無視しているわけではないという

ことをご理解いただければありがたく思います。

また、ご質問の内容を見ておりましても、とても勉強していらっしゃる方だと思いますので、ぜひ今後ご意見いただければと思っております。

それでは、ほかにご質問ありますでしょうか。

○質問者 B この Q & A の 9 ページ、世界平均自然放射線が 2.4 というのがありますね。上の日本が 2.1 というグラフで、私が言いたいのは、中身の割合です。

大気から被ばくするのと食べ物、飲み物で被ばくするのと、その他の被ばくの割合が、私は、日本のよりも世界平均の割合のほうが正しいと思っています。日本は食品を 0.99 なんて大きく出しているけれども、3.11 の後にセシウムをばらまいて、ストロンチウムもばらまいて、プルトニウムからウランからばらまいた以上、下の世界の平均にぐっと近づいて、大気からの内部被ばくの割合が多いんじゃないかと思っています。

それで、質問は、Q & A の 15 ページ、100 ミリシーベルト以下は安全だと言うかと思ったら、さすがにそこまで言わなかったんだけど、この 100 ミリシーベルトというのは、外部被ばくと内部被ばくの合計でしょう。それをまず確認したい。

それから、100 ミリシーベルトから引っ張り出したのが年間 1 ミリシーベルトだとすると、年間 1 ミリシーベルトというのも、外部被ばくと内部被ばくの合計でしょう。コーデックス委員会とか言うけれども、農薬工業会とかモンサントとか武田薬品とか、全部 1% 側の連中が委員で、99% の被害者の委員なんか誰も入っていない、コーデックス委員会なんて。

ということもあるし、1% の中に、外部被ばくも内部被ばくも足したやつが 1 ミリシーベルトだということになると、その 1 ミリシーベルトの割合は、9 ページの世界平均の割合のように、内部被ばくのうちの、全体からすれば大体 5 割から 6 割が空気からの被ばくだと。食べ物はせいぜい 10% ですね。0.1 ぐらいです。そうすると、食べ

物の割合は10%だとすると、年間1ミリシーベルトを基準にしてkg当たり100ベクレルというのは、10分の1に減らさなくちゃならぬという理屈なんだけれども、この辺について1つ。

それからもう1つは、これは意見なんだけれども、Q & Aの後ろのほうに、陰膳だかマーケットバスケットだか知らぬけれども、福島よりも岩手県の連中のほうがセシウムをいっぱい食べているという表を全国にばらまいているんだよね。これには本当に腹が立つ。それを岩手県がしゃあしゃあとして黙って見ている。岩手県の人に聞きたいんだけど、岩手県はこんな資料を全国にばらまかれて黙っているのか。風評被害をつくっているのはあんたたちではないか。岩手県が本当に売れない理由はこれですね。全国にばらまいている。

これは私はデータも何もないけれども、空から降ってくるセシウムの量だって、盛岡と福島ではゼロ2つ以上違うし、水道水の中のセシウムだって、10倍どころじゃないでしょう。ゼロ2つか3つ違うでしょう、福島と盛岡では。それだけ違うのに、岩手県の食べ物のほうが福島よりもセシウムいっぱい食べているなんて、こんなデータを全国にばらまくなんて本当に腹が立つ。これは意見です。質問は1のほうです。

○司会（消費者庁・山中）ご質問ありがとうございます。確認なんですけれども、質問2つとご意見1つ、最初の9ページの世界平均と日本平均の差については、ご意見ということによろしいでしょうか。

○質問者B 年間1ミリシーベルトの中身は、世界平均のほうの中身になるということです。

○司会（消費者庁・山中）それでは、ご質問を1つとご意見を1ついただきました。

年間の追加線量100ミリシーベルト未満の安全性について、年間1ミリシーベルトという基準について、これは外部被ばくを含んでいるものなので、食品だけではないのではないかと、食品の基準とした場合に問題なのではないかというご質問だったと思います。これは食品

安全委員会、お願いいたします。

○野口（内閣府食品安全委員会事務局）まず、私どもの健康影響評価の点でございますけれども、100ミリシーベルト未満の影響はよくわからないと先ほど申したとおりなんですけれども、我々はあくまでも食品健康影響評価ですので、いわゆる内部被ばくからどうなのかという観点で評価書を出しております。確かに、使ったデータは外部被ばくも含めた疫学データで評価はしておりますけれども、そこは全部一緒に評価ということではなく、データはそういうことになっているんですけれども、一応我々の立場としては、食品の内部被ばくからどれだけ影響があるのかということで評価させていただいております。

○司会（消費者庁・山中）それともう1つご意見といたしまして、マーケットバスケットと陰膳調査のほうで、岩手県のほうが濃度が高いという結果が出ているけれども、これはけしからぬというようなご意見をいただきました。岩手県の方からすると、そのようなご意見も当然だと思いますけれども、これについて、ご意見ということでしたけれども、厚生労働省から何かございますでしょうか。

○塩川（厚生労働省）お答えになるかどうかわからないのですが、正直、私どもとしましては、実際に得られた調査結果を忠実に公表しているということですので、その点ではご理解いただければありがたいと考えております。

ただ、説明不足だったかもしれないのは、これだけ低くなってきている、検出限界に近いようなごく低い濃度になっていきますので、そういった意味でのばらつきはあると思います。また、これまでマーケットバスケット調査の結果は何度も公表しておりますが、岩手のほうが高い結果になっている場合もあれば、逆に岩手のほうが低い結果になっている場合もありますので、そのときに買って来た食べ物のばらつきとか検査のばらつきとか、いろいろなものがあって、そういった結果になっているのだらうと思います。

○質問者B お店で買ったものを、岩手県とか福島県と違って、銭を

使って全国にばらまくなんで、そんなことをやるのか。きちんと全件調査したのか。

○塩川（厚生労働省）この調査で行っているのは、別に岩手県産、福島県産ということではなく、先ほどの資料をご覧いただければありがたいのですが、生鮮食品に関してはできる限り地元のもの、近くのものを買うという形にしております。例えば福島ですと、海産物は試験操業のものしか出回ってないということもありますし、実際に店頭で売っている他県産のものを買ってくることもあります。実際に流通しており、我々が食べているものを調査しているということです。

○司会（消費者庁・山中）そもそも検査についてなんですけれども、先ほど登壇者のほうから順番に説明があったように、基準値を設定した後に食品そのもの、例えば岩手県産の食品、福島県産の食品というのは、食品そのものをはかっておりますので、その地域の食品がどうかということについては、その食品の検査の結果を見ていただくことが1番だと思います。

ただ、それでも実際に流通している食品から私たちは汚染を受けているんじゃないかというような心配の声がありますので、実際に皆様が食べているものを調査したというのがマーケットバスケット調査と陰膳調査ということになるかと思えます。なので、岩手県のものだけを岩手県の方が食べているわけではないと思えますし、福島県のものだけを福島県の方が食べているものではないということになるかと思うんですけれども、これは、国民からの声によって、実際に食べているものがどうなのかということについて検査をしたものだということをご理解いただければと思います。

また、このQ & A、皆様、先ほどからすごくよく読んでくださっていて、発行しているほうとしては大変ありがたいなと思うんですけれども、書き方にもきちんと留意をして書いていくようにしたいと思います。ご意見ありがとうございます。

それでは、そのほかにご質問、ご意見などございますでしょうか。

○質問者C 滝沢市から来ました。私は農業をやっています。米と大

豆をつくっています。

それで質問なんですけれども、カリウムを圃場にまくということですよ。米と大豆と両方にまかない、大豆だけにまいている理由はどのようになんですかということが1つ質問。

あと、福島原発が収束してない、そして今いろいろ移動していますよね、燃料を。それで空中に水蒸気とかいろいろのが出て、福島中心に日本に降下物がものすごく出ている。そしてそれを日本全県で調べているんですね、1カ月にどのくらいの量の降下物があるかというのを、都道府県48県で調べているらしいんです。

そのデータが、私が聞いたところでは、福島では200、東京では2、岩手は0.6というのを聞いたんですね。ある人が一生懸命調べて、日本全国でそういうのを実際に調べているというのがあるので、福島で200という降下物が実際に落ちている。そして東京には2というデータ、何月のかは知らないんだけど、そういう日本全国のデータをもっときちっと出して、それもちゃんと計算に入れてやって、9ページで、日本の平均、大気中、世界の平均じゃなくて、いろいろな人々がそれぞれ自分の専門分野を生かして実験しているわけです。実験して放射性物質の影響が少なくなるように、日本のために一生懸命そういうのをやっている人たちもいるので、そういう人たちを含めて、とにかく日本、北海道から沖縄まで全部調べてほしいんですよ。

そうじゃないと、同じ日本として、例えば福島の人が、福島で被ばくしているから九州に移ったわけですよ。それでも九州のほうとかまた北海道のほうでそういうデータがあったら、何のために避難して移住しているかわからないじゃないですか。だから、福島を避けて、そういう人たちのことも考えて、日本全国同じ条件でやったデータをちゃんと都道府県ごとにやるべきじゃないですか。公共の情報として、というのが2つ目です。

それから、9ページで、自然のカリウムの量が載っているんだけど、私がちょっとわからないのは、自然のカリウムも放射能を出しているという説ですよ。ハウレンソウとかバナナとか、そういうの

がカリウムの放射能を出しているという理屈があれば、どうして土壤にカリウムをまくのかなというのがちょっとわからないんですね。カリウムが自然のものでも放射能を出しているというので、肥料のカリウムを土壤にやると、そうするとセシウムを吸わなくなるからというんだけれども、ちょっとそこがよくわからないので、説明をお願いします。

○司会（消費者庁・山中）ご質問ありがとうございました。3点ご質問いただきました。まず1点目が、カリウムを吸収抑制対策としてまいているけれども、大豆だけにまいているのはなぜというご質問です。これは農林水産省さんから後ほどお願いします。

2点目が、今、原発事故が収束していないことによって降下物が落ちていて、それを日本全国で調べている、それを調べていただきたいということだったんですけれども、これはどちらのデータになりますでしょうか。国が出しているものではないと思うんですけれども、どちらのデータのものになりますか。ちょっとご質問を受ける上で。

○質問者C 私もちょうと、関西の先生のスライドを見て、実際に日本全国でこういうふうに調査していますと。たらいか何かに水を張って1カ月間ずっと置いておいて、そこに放射能が幾ら降りそそいでくるかというデータだから、福島では200と、何年度の何月というのはちょっとわからないんだけれども、そういう福島原発の降下物も調べてもらいたいと私は思います。

○司会（消費者庁・山中）このデータについて、登壇者の方で何か心当たりがある方はいらっしゃいますか。

では、まず1点目、カリウムを大豆だけまいているのはなぜという質問について、農林水産省、お願いいたします。

○道野（農林水産省）カリウムをたくさんやってくださいということは、大豆だけではなくて、もちろん米も実施をしています。私の資料の17番目の「玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因」というところでありますように、このデータ自体は米でして、こういった知見があるということで、移行があるものに関しては、カリウム肥料を

多目にやりましょうということでもあります。

それからあと、カリウムの放射性同位体の中に放射能を持つものがあるということで、これは非常にわずかな割合ですね。わずかな割合だけれどもそれが入っているということなので、これは物理学の話になりますけれども、まさに地球ができたときから、自然の中に、いわゆる自然放射線の1つです、カリウムに由来するものですね。もともと存在している放射性物質であるカリウムで存在割合としては非常に低いということがあります。

それと、カリウム自体の吸収といっても、植物ですから限度がありますので、そういった意味で、カリウムによる被ばくが、カリウムを施肥することによって大幅に上がるということとはございません。ですから、セシウムと競合させて、カリウムを吸収させることによって、もちろん放射性のカリウムの割合は非常に低いので、被ばくが増えるということは通常考えられない、カリウムを増やしてくださいということを営農指導の中で対策として行っているわけです。

おっしゃっているデータのことは承知してないのですが、主要な地域で、主要な都市で空間線量率を、要は空間中の放射線の測定というのは継続して行われています。以前は多分文科省だったのが、今はひょっとしたら環境省なのかもしれないです。

福島事故のときも、福島の周辺都市の空間線量率が上がったということがモニタリングポストのデータでわかって、どの地域まで放射性の降下物が影響しているのかということがわかったということがあって、全国で測定はしています。

手元にある空間線量率の推移というのを、先ほど消費者庁のほうから説明のあった、放射線リスクに関する基礎的情報という中に出ているデータ自体は、残念ながら福島データしか書かれていません。測定は、先ほど申し上げたように全国で行われていると思います。福島市の場合には、震災前の平常時が0.04、2014年3月1日のデータが0.24というふうになっています。会津若松は震災前は0.04から0.05、2014年3月1日で0.07、いわき市が震災前



の平常時が0.05から0.06、2014年3月1日のデータが0.08というふうなことで、こういった測定データは、環境省とか文科省のホームページで公開されていると思います。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございます。そういったデータをきちっと出してほしいというようなご意見もいただきました。

まだまだご発言をいただきたいんですけども、間もなく終了時間となっております。最後に、ご発言いただいていない方でどうしてもこれは聞いておきたいですとか、こういった意見を伝えたいという方はいらっしゃいますでしょうか。

そのほかによろしいですか。もしいらっしゃれば最後にこの場で、では、後ろの2名の方でよろしいでしょうか。少し時間オーバーしてしまいますけれども、皆様よろしいでしょうか。

では今、手を挙げていただいたお二人の方で最後とさせていただきますと思います。

○質問者D 市内から来ました。食品安全委員会の資料の中で、放射線の影響で大人の場合と小児の場合を比較して、小児の場合は感受性が成人より高い可能性とあります。胎児の場合はどうなのかというのをちょっとお聞きしたくて、お願いできれば。

○司会（消費者庁・山中）資料の17ページでしょうか、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があると書かれているけれども、胎児についてはどうかというご質問をいただきました。ありがとうございます。食品安全委員会、お願いいたします。

○野口（内閣府食品安全委員会事務局）ちょっとお時間いただけますか。胎児の影響も評価しているのですけれども、たしか、胎児は母体によって守られているのでそれほど影響はないというような結論、そういう評価だったと思うのですが、今評価書を確認しますので、少々お待ちください。

○司会（消費者庁・山中）それでは先に、後ろの方からお願いいたします。

○質問者 E 農水省さんの説明資料の中で、これはお願いでございますけれども、畜産物のご説明をいただいた中の資料なんですけれども、27ページから畜産物の検査体制のところがございます。結果的に29までの説明の中で全頭検査していますよというお話はあったんですけれども、27のスライドに関して申し上げますと、ぱっと見ただけでは、全頭検査をやっていますというのが確認できない。その辺ちょっと誤解を生ずる。

岩手県は、少なくとも出荷している牛全頭についてきちっと放射性セシウムに関係を検査して、安全な牛だけを出荷しているということになっておりますが、27ページでは、一部の農家でしかやってないというふうな捉え方をされかねない。

全戸検査と全頭検査というのは、実は農家の区分の用語でありまして、全戸検査対象農家というのは、発災直後に汚染稲わらを与えてなかったもので、ずっと県外にも出荷できていた農家。全頭検査対象農家というのは、汚染稲わらを与えてしまったので牛が汚染されてしまって、一定時期、県外に出荷を見合わせるような事態に陥ってしまった農家ということで、あくまでも農家の区分の用語でありまして、検査の体制という意味からすると、全頭検査をやっているのに変わりはないものですから、ここはちょっと食肉関係にもご確認いただきまして、表現のほうをご確認いただければと思います。これはお願いでございます。

○道野（農林水産省）私、当時、出荷制限を直接担当していましたのでよく存じております。説明の中では、全頭検査をしているということは申し上げたのです。けれども、資料はあくまで原子力災害対策本部の出荷制限の指示の中で整理した内容を書いています。だから、そういうことがわかるように、もう少し整理をし直したいというふうに思います。ご意見ありがとうございました。

○司会（消費者庁・山中）ご意見ありがとうございました。

では、先ほどのご質問についてよろしいでしょうか。

○野口（内閣府食品安全委員会事務局）基本的に食品の関係ですので、

胎児は直接食品を食べていませんので、そういった関係もあるのですが、けれども、一応評価したときにそこら辺も議論されまして、そこら辺の見解といたしますか、回答といたしましては、確かに成長の途中ですので、細胞分裂が盛んですから、そういった中で影響を受けると、奇形などの影響があらわれると。これはよく妊婦の方が放射線を浴びないようにということで、それは確かであるのですが、ただどれぐらい浴びればというのは、100ミリシーベルト以上被ばくした場合にはそういうことがあらわれますというのが一般的な見解でございます。

ただ、出生前の低い放射線量、100ミリシーベルト以下の子どもが白血病などになるがんのリスクについては、確かにそこも十分明らかになっていないというのが実態です。

これは最後につけ足しなのですが、日本の原爆被ばく者の追跡調査、いろいろなところでやられておりますけれども、そういったときに、当時、胎内で被ばくした子どもの場合がどうなっているかという、こちらも追跡調査が行われているそうなのですが、そちらについては、200ミリシーベルト未満では、小児がんや白血病の発症率の上昇は見られていないという結果が得られているということ  
○塩川（厚生労働省）若干補足させていただきます。お答えになるかどうかわからないのですが、基準値をつくる際には審議会で検討をいただいております、その報告書に記載されている内容を紹介させていただきます。

I C R P という団体の刊行物に与えられる線量係数データから見ますと、妊婦が妊娠期間を通じて均等に放射性セシウムを経口摂取した場合、胎児が受ける被ばく線量は妊婦の半分以下になるということです。一方で、放射性ストロンチウムなどの一部の放射性核種では、胎児が受ける被ばく量のほうが高くなるが、環境中に今後残存する放射性核種のほとんどはセシウムで占められるため、他の放射性核種の寄与を考慮しても、胎児が受ける被ばく線量は妊婦を上回ることはないと考えられる、ということです。

そういった注釈をつけて、胎児に対して特に追加的な防護は要らないと判断されているようです。わかりづらかったかもしれませんが、そういったことが書かれております。

○司会（消費者庁・山中）時間が過ぎてしまいまして、大変恐縮なんですけれども、先ほどご発言をいただいた方から、もう1問だけとお手を挙げていただいております。皆様、少しお時間過ぎてしまってもよろしいでしょうか。大変申しわけございません。

そうしましたら、あと1問だけお願いいたします。

○質問者C チェルノブイリの事故の後に、すごく奇形児が生まれたという医師のいろいろな証言があるんですね。そして実際にどういう奇形児が生まれたかという写真もある。そういうのがチェルノブイリの事故の後とか、放射線の影響でそういうのが、ただ表に出てこない情報なんですね。福島でも奇形児が生まれたという情報があるけれども、やっぱりそれも表には出さないというような状況があると私は思います。

それで、妊婦の人に、放射線の影響はないですよと言うのじゃなくて、妊婦はものすごく大事なんですよ。頭とか目とか鼻とか、おなかの中でつくる期間だから、母親の胎内に守られているから大丈夫なんて、では動物実験したらいいじゃないですか、ネズミとか何とかで。本当に胎内で守られているから大丈夫という考えであつたら。人間で実験するのが怖いんだつたら、まず動物実験、ネズミとかそういうのでやってみたらいいじゃないですか。実験方法は、今技術があるんだから。それもしないで、母親の胎内に守られているから大丈夫というのは、本当に妊婦の人を全然わかってない発言です。男性の人たちが女性の気持ちをわかってないというのを私はとっても感じます。男性だって子どものことをすごく大事にしなきゃいけないんだから、どうやったら子どもの奇形を生じないようにすることができるか、そっちのほうに能力とか技術とかそういうのを使ってほしいです。実際にチェルノブイリとかそういうデータがあるから、医師が全部ちゃんと診ています。診て写真におさめているのがあるから、だから、そういう

のもちゃんと日本の子どもたちのためにやってほしいんですよ。

○司会（消費者庁・山中）ご発言、ありがとうございます。

チェルノブイリの原発事故の後、奇形児が出たというような医師の証言があるということでした。これについて、食品安全委員会、いかがでしょうか。

○野口（内閣府食品安全委員会事務局）それ直接というよりも、まず私、初めにうる覚えで申し上げたのはすみません、ちょっと別のデータだったかもしれないので、それは訂正させていただきます。

ただ、胎児については、今申し上げたとおり、状況は、確かにチェルノブイリとかでそういったこともあったのかもしれませんが。それはいろいろな報告というか、実例は実例としてあるのだと思います。そのこの影響については、いろいろなデータを解明しなければならないところもまだまだあるのかなと思っております。いただいたご意見はご意見として承りたいと思います。

○司会（消費者庁・山中）ありがとうございます。

時間が過ぎてしまいまして、大変申しわけございませんでした。本日お時間となりましたので、これにて「食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について」を終了させていただきます。

円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。また、さまざまな方からご意見いただけたこと、ありがたく思っております。

なお、お渡ししてありますアンケート用紙につきましては、ぜひ率直なご意見をご記入の上、会場出口のアンケート回収箱にお入れいただければと思います。

本日はまことにありがとうございました。